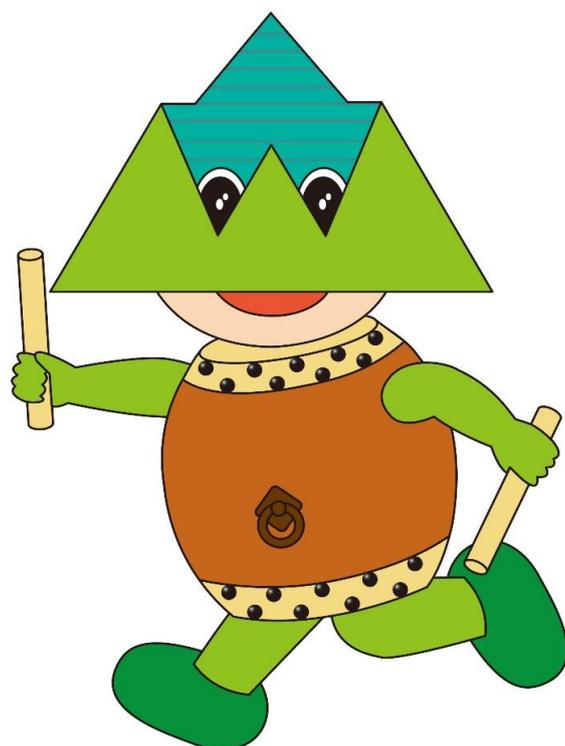


横瀬町特定地域生活排水処理事業 経営戦略



令和3年4月

埼玉県横瀬町

目 次

1.	事業概要	1
	(1) 事業の目的	1
	(2) 事業の現況	1
	① 施設	1
	② 使用料	1
	③ 組織	2
	(3) 民間活力の活用等	2
	(4) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
	(5) 事業への取組	2
2.	将来の事業環境	3
	(1) 処理区域内人口の予測	3
	(2) 有収水量の予測	3
	(3) 使用料収入の見通し	3
	(4) 施設の見通し	3
	(5) 組織の見通し	3
3.	経営の基本方針	3
4.	投資・財政計画(収支計画)	3
	(1) 投資・財政計画(収支計画)	3
	(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	3
	① 収支計画のうち投資についての説明	3
	② 収支計画のうち財源についての説明	4
	③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	4
	(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	5
	① 今後の投資についての考え方・検討状況	5
	② 今後の財源についての考え方・検討状況	5
	③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	5
5.	経営戦略の事後検証、改訂等に関する事項	5

横瀬町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 横瀬町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の目的

横瀬町の中心を流れる清流「横瀬川」をはじめとする公共用水域の水質汚濁を防止し、美しい自然環境の保全と町民の快適な生活環境を創出するため、合併処理浄化槽(以下、「浄化槽」という。)の設置整備と適正な維持管理を行うことを目的としています。

(2) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成26年 (7年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度 (人 / ha)	0.91	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(下水道全体計画区域を除く町内全域)		
設 置 基 数 (令和元年度末時点)	125基(設置109基、帰属16基)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	町では、特定環境保全公共下水道事業(以下、「下水道事業」という。)において、平成19年3月28日から公共下水道の供用が開始されている中、下水道全体計画区域を除く町内全域に対して、平成26年10月より特定地域生活排水処理事業(以下、「浄化槽事業」という。)を開始しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p style="text-align: center;">浄化槽設置工事費、維持管理費(保守点検、清掃及び保守点検に係る費用)</p> <p style="text-align: center;">月額使用料(定額料金)(税抜き)</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">新設・転換</th> <th style="width: 15%;">帰 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td style="text-align: center;">3,200円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td style="text-align: center;">4,800円</td> <td style="text-align: center;">3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">専用住宅(居住の用に供する建物)、延べ面積1/2以上が居住の用に供する店舗併用住宅を対象としています。</p>		新設・転換	帰 属	5人槽	3,200円	2,400円	7人槽	4,000円	2,900円	10人槽	4,800円	3,600円
	新設・転換	帰 属											
5人槽	3,200円	2,400円											
7人槽	4,000円	2,900円											
10人槽	4,800円	3,600円											

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	<p style="text-align: center;">組織図</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">建設課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">下水道グループ</div> </div> <p>下水道グループ3名のうち 浄化槽担当 配置人員1名</p>

(3) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	保守点検業務委託、清掃業務委託
	イ 指定管理者制度	予定無し
	ウ PPP・PFI	予定無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	予定無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	予定無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(4) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

(5) 事業への取組

<p>平成26年の事業開始当初から、対象区域内の住民に対して戸別訪問及び広報等による周知活動を実施する他、毎年10月に開催しているよこぜまつりにおいて、町内浄化槽業務(設置工事)指定店と連携し、下水道PRコーナーを開設して普及促進活動を行っています(令和2年度はよこぜまつりが中止のため未実施)。</p> <p>しかし、事業開始当初は、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換による設置基数が多数存在していましたが、平成27年度をピークに、年々減少傾向となっています。単独処理浄化槽及びくみ取り便槽が使用されている建物から排出される未処理の生活雑排水は、公共用水域の水質汚濁の原因となります。そのため、転換への普及促進活動は公共用水域の水質保全につながることから、浄化槽事業における最重要課題としています。</p> <p>令和元年度において、最重要課題を解決するため、町内全世帯を対象とした排水処理状況調査を実施し、排水処理方法の実態や転換に対する住民の意見等を把握しました。以後、この調査結果をもとに普及促進活動を行い、設置基数の増加を図ります。</p> <p>令和2年度では、転換希望者に対して資料の送付を行い、計画的な広報記事の掲載及び町ホームページの見直しを行いました。結果、令和3年2月末時点で、浄化槽事業の対象となった設置基数は、新設16基、転換6基、帰属2基と前年度を上回る伸びを見せる他、申請予定者及び相談者も増加しています。</p> <p>また、前年度に実施した調査と令和2年度当初に町内浄化槽業務(設置工事)指定店に対して実施した調査の結果、「多額の費用負担」が転換の弊害要因のひとつであると判明しました。そこで、国・県施策と連携して事業の財源を確保し、住民の負担を軽減すべく、横瀬町浄化槽転換促進奨励補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)の見直しを行いました。</p> <p>令和3年度から改正した補助金交付要綱により、埼玉県が承認した「困難工事費」に対する補助金の交付開始と、配管費に対する補助金交付額を増額することで、例年以上に効果的な普及促進活動を実施していきます。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

平成28年度から令和2年度の住民基本台帳における浄化槽設置区域内の人口及び世帯数の増減率を用いて、令和3年度以降の人口を予測しています。

(2) 有収水量の予測

平成29年度から令和元年度の決算書の数値と令和2年度の予測値を見ると大きな変化がないため、過去3年間の平均値を予測値として設定します。

(3) 使用料収入の見通し

現在の使用料にて収支計画の数値を設定しました。しかし、事業開始当初と比較して、主に維持管理費用の増額が予測されることから、下水道事業と調整を図りながら、必要に応じ使用料の改定を検討していきます。

(4) 施設の見通し

老朽化に伴う浄化槽の入れ替えやプロアの交換については、耐用年数に基づき設定しました。

(5) 組織の見通し

今後、設置基数の増加や公営企業会計の導入による業務量の増加が想定されるため、必要に応じて組織の見直しを行う必要があります。

3. 経営の基本方針

適正な設置工事及び維持管理により、町民の快適な暮らしを支え、安全安心で美しい町づくりを図ります。

① 浄化槽の整備促進

効果的な普及促進活動を実施することで、現存する単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換による設置基数を増やし、公共用水域の水質改善を図ります。

② 適正な施工及び維持管理の徹底

町が指定する浄化槽業務指定店による適正な施工及び維持管理の徹底により、浄化槽等の延命化を図り、使用者が安全安心に浄化槽を使用できる環境を作り上げます。

③ 財政の健全化

使用者の過度な負担を抑えながら、基準外繰入金金の減少を図り、適正な経営基盤を作り上げます。令和5年度からの公営企業会計の導入に着手しています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画的な普及促進活動により、転換及び帰属による設置基数の増加に取り組む。
-----	--------------------------------------

令和元年度末時点において、設置基数109基、帰属基数16基の合計125基の合併処理浄化槽を町が管理をしています。

浄化槽事業における設置基数は、年々減少が見られますが、令和2年度において、令和元年度に実施した調査結果をもとに効果的な普及促進活動を実施した結果、例年を大きく上回る設置基数が見込まれます。したがって、令和3年度以降も、効果的な普及促進活動を計画し、活動を継続した数値をもとに、投資に係る費用を算定しています。

また、物価や人件費等の上昇についても、実績をもとに予測した数値を反映させています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	計画的な普及促進活動により、使用料収入の増加に取組む。また、国及び県の交付金を最大限活用するため、補助金交付要綱を改正し、転換による設置基数の増加に向け、財源の確保に取組む。
<p>浄化槽使用料の他、循環型社会形成推進交付金(国庫支出金)、埼玉県浄化槽整備事業補助金(県支出金)及び町債を主な財源として、各年度ごとに算定しています。</p> <p>○使用料に関する事項 浄化槽使用料の区分として、新たに浄化槽を設置する新設・転換と既設浄化槽の寄付を受けた後に町の管理となる帰属の2区分に分けられます。さらに、各区分において、5人槽、7人槽及び10人槽の3段階の異なる使用料を設定しております。令和2年度決算見込額と過年度実績に基づき、令和3年度以降の使用料を設定しています。収支計画において、現在の使用料(パターンA)、令和8年度より5年度ごとの料金改定(パターンB)及び令和8年度より10年度ごとの料金改定(パターンC)の3パターンにて30年先までの試算を行い、検討した結果、現在の使用料(パターンA)の数値を採用しています。 ただし、令和5年度より公営企業会計への移行が予定されており、下水道事業会計と調整を図りながら、必要に応じ使用料の改定について検討していきます。</p> <p>○補助金に関する事項 循環型社会形成推進地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金(国費)と埼玉県浄化槽整備事業補助金(県費)をできる限り活用していきます。現在、国費と県費ともに交付期間が限られていますが、国や県に対して、老朽化や維持管理に対する新たな補助金の交付があることから、現状の補助率や補助金額をもとに財源を計算しています。</p> <p>①循環型社会形成推進交付金(国費) (1)事業費分につきましては、負担金を除いた事業費(本体購入費及び工事請負費)に対して、現状の補助率で計算しています。 (2)配管費分につきましては、令和2年度以降、単独処理浄化槽からの転換1基につき、100千円が交付されています。</p> <p>②埼玉県浄化槽整備事業補助金(県費) (1)配管費・処分費について、現在は県から町に対して転換1基につき400千円が交付されていますが、令和3年度以降は1基につき500千円交付される見込みがあるため、500千円で試算しています。 (2)困難工事費について、埼玉県から町に対して令和3年度以降、転換1基に対して200千円交付される見込みです。</p> <p>○企業債に関する事項 借入れについては、これまで同様、国(財政融資資金)及び地方公共団体金融機構からの借入れを中心と考えていますが、将来にわたる財政負担が過度なものとならないよう適正に借入れを行っていきます。</p> <p>○繰入金に関する事項 浄化槽設置工事に係る費用は、国費、県費及び町債を主な財源とし、維持管理費は、浄化槽使用料を財源としています。しかし、それぞれの財源では賅えきれない費用分や人件費及び地方債償還について、一般会計からの繰入金で負担をしています。繰入金の基準については、令和2年4月1日付け総財第77号「令和2年度の地方公営企業操出金について」をもとに算定している他、収支不足額を基準外繰入金で賅っています。</p>	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>浄化槽等の故障による修繕費や設置基数の増加による維持管理費(委託費)を各年度ごとに算定しています。</p> <p>○職員給与費に関する事項 職員給与費については、令和2年度時点の職員給与費を基準として算定しています。給与費については、給料や手当などその年度により昇格や昇給などで変更となることもあり、将来の収支計画では昇給などについて反映させる考えもありますが、職員については異動もあり、配置される職員の状況により様々なケースがありますので、当収支計画では令和2年度時点を基準に算定してあります。</p> <p>○修繕費に関する事項 浄化槽及びフロアの修繕は、町が費用負担をしているため、設置基数の増加に伴う修繕料の増加が見込まれます。特にフロアについては、耐用年数が短いため、短い周期で交換する必要があります。また、帰属制度を活用した使用者につきましては、既に稼働している浄化槽を町へ寄付する制度になるため、浄化槽本体の耐用年数が経過しています。これらの状況を考慮した上で、浄化槽の設置年度やフロアの交換年度を管理し、適正な時期に修繕を見込む計画となっています。</p> <p>○動力費に関する事項 浄化槽及びフロアに必要な電力は浄化槽使用者が負担しているため、動力費の計上はありません。</p> <p>○薬品費に関する事項 浄化槽内の微生物の活性化に必要な薬品の費用は、定期的に行う保守点検業務に係る委託費に含まれているため、薬品費の計上はありません。</p> <p>○委託費に関する事項 委託費において大半を占めるのは、維持管理における保守点検及び清掃業務の委託に係る費用となります。設置基数の増加に伴い、これらの委託料が増加することが見込まれます。事業開始当初より、清掃業務費用に係る汚泥引抜単価が増加傾向のため、過年度実績に基づき、段階的に単価を上げた予測となっています。また、老朽化により故障した浄化槽の入れ替えに伴う処分費を見込んでいます。</p>	
---	--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	無し
投資の平準化に関する事項	無し
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	無し
その他の取組	無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業会計と調整を図りながら、必要に応じ使用料の改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	無し
その他の取組	令和3年度以降も引き続き効果的な普及促進活動を実施し、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換や帰属基数の増加に取組んでいきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	無し
職員給与費に関する事項	現在は、損益勘定所属職員1名が担当していますが、設置基数の増加や公営企業会計の導入による業務の増加に伴い職員数の増加が必要な際は、適正な職員給与費を算定し収支計画に反映していきます。
動力費に関する事項	無し
薬品費に関する事項	無し
修繕費に関する事項	無し
委託費に関する事項	業者に委託しなくてはならない業務と、町職員で対応可能な業務を見極め、委託業務の内容を精査し、経費の削減や作業の効率化を図ります。
その他の取組	無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略について、基本的には策定後5年毎に見直しを行いますが、事業計画等の変更があった場合には、変更内容を当経営戦略に反映するため、状況によりその都度見直しを行っていきます。 また、進捗管理(モニタリング)は毎年度実施し、事後検証を行います。
---------------------	--

経営比較分析表（令和元年度決算）

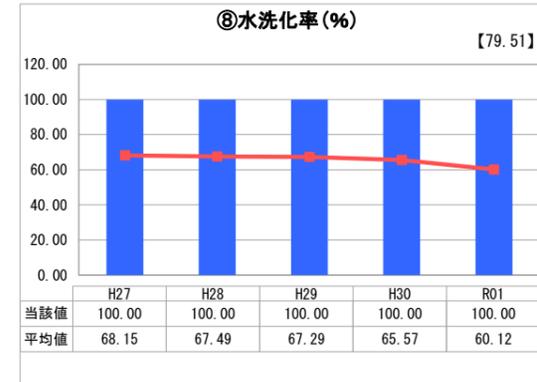
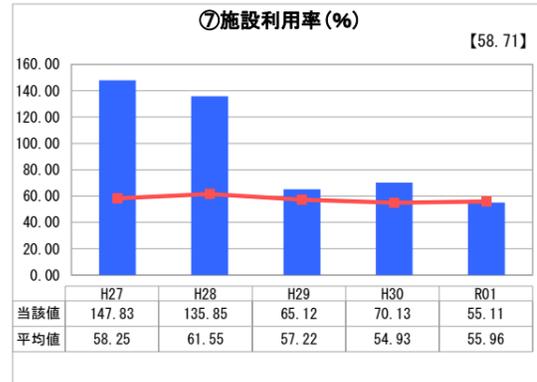
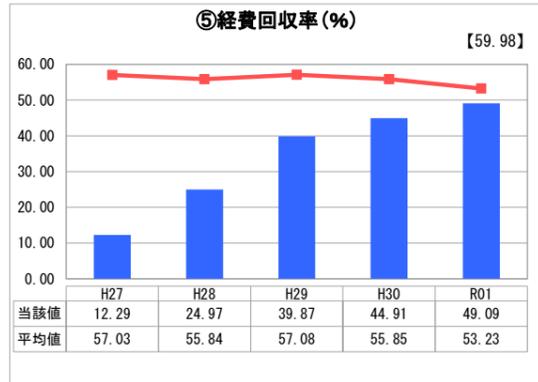
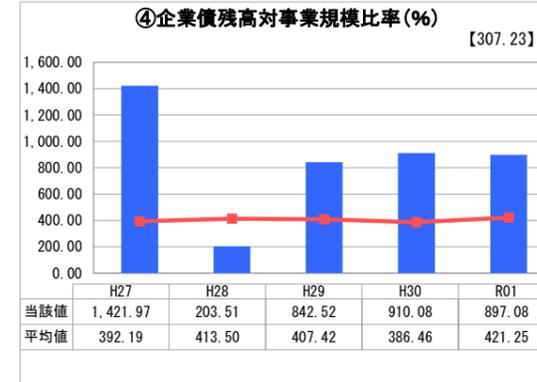
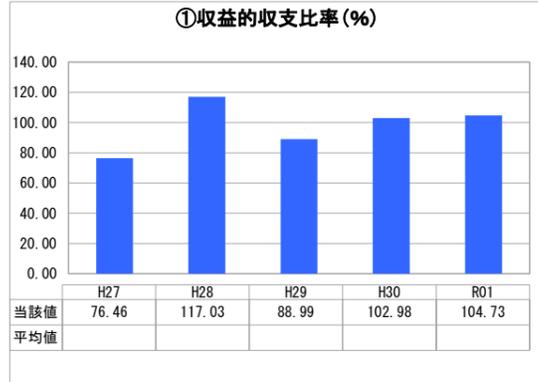
埼玉県 横瀬町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	5.11	100.00	3,456

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,194	49.36	166.00
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
417	1.89	220.63

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、⑤経費回収率
収益的収支比率は昨年に比べて1.75%改善され104.73%で黒字を示している。
経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表した指標であり、類似団体平均値と比較して低い値を示しているが、経年での比較では改善傾向がみられている。今後もホームページや町広報誌への掲載、戸別訪問等により事業の啓発を積極的に行い整備基数を増やすことで使用料収入を増加させつつ、維持管理費用の削減方法等を検討していく必要がある。

④企業債残高対事業規模比率
企業債残高対事業規模比率（料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標）は、昨年より13%改善され897.08%となるが、依然として類似団体平均値より高い値を示している。

⑥汚水処理原価
汚水処理原価は、有収水量1㎡あたりの汚水処理に要する費用を表した指標であり、昨年に比べて50.82円上昇した。

⑦施設利用率、⑧水洗化率
施設利用率及び水洗化率は、類似団体と比較して同等から同等以上の値を示している。
設置後直ちに使用できるという合併処理浄化槽の特性により施設利用率及び水洗化率が高い数値を示している。今後もホームページや町広報誌への掲載、戸別訪問等により事業の啓発を積極的に行い整備基数を増やしていく。

2. 老朽化の状況について

当町の特定地域生活排水処理事業（横瀬町浄化槽設置管理事業）は、平成26年10月から整備を開始したものであり、現時点では老朽化による更新は実施されていない。合併処理浄化槽の躯体は土中に設置されるものであるため外的要因による劣化が発生しにくい面があるが、内部部品については摩耗等による劣化が躯体よりも早期に発生し経故障等の原因となることが考えられる。

しかし、新設・転換よりも設置年数が経過している帰属にあたる合併処理浄化槽において、老朽化が原因によりプロアの修繕や交換が数件発生している。

今後も浄化槽法に規定されている保守点検、清掃、法定検査等を実施し老朽化の状況を把握するとともに内部部品については、保守点検等の結果に基づき、必要に応じて修繕等を行い浄化槽の機能が適正に発揮されるよう維持管理していく。

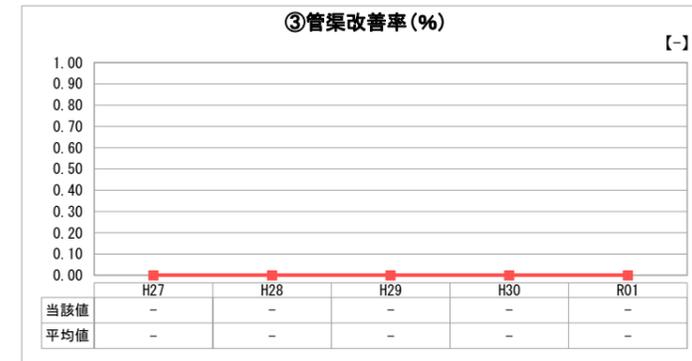
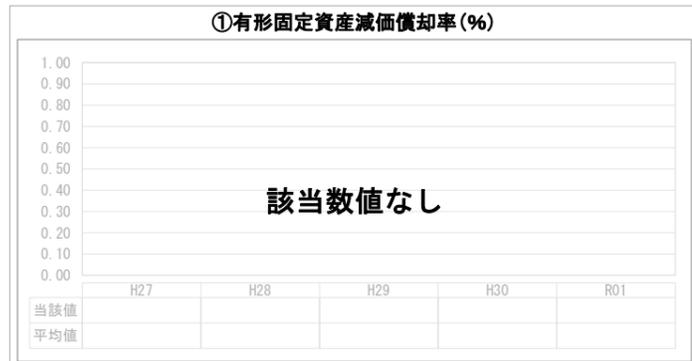
全体総括

当町の浄化槽設置管理事業は、下水道全体計画区域を除いた区域において合併処理浄化槽を設置、維持管理するもので、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、併せて生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため必要不可欠な事業である。

事業開始から6年目となる令和元年度末時点において、管理している浄化槽は125基となっており、年間約20基ずつ増加している。使用料収入は、設置年槽に応じた定額制のため、設置基数に比例して増加しており、経費回収率は若干の改善傾向が見られる。

維持管理については、保守点検及び清掃を業者委託して実施しており、各浄化槽の使用状況に応じた作業が必要となることや法定点検に要する費用もあるため一概に経費削減を図ることが難しい面もある。また、社会情勢の変化や財政状況に応じて使用料収入の確保方法や効率的な維持管理方法を検討しつつ安定した経営をしていく。

2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	528											
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	3,229	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P) 赤字 (Q)	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	105	99	96	96	94	92	92	91	90	89	88	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	5,372	6,339	7,485	8,609	9,676	10,718	11,621	12,538	13,411	14,311	15,112	15,895
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	48,200	60,220	69,192	78,312	87,539	95,679	102,554	109,160	115,493	121,443	126,886	131,443

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		4,150	7,608	5,787	6,117	6,646	7,071	7,565	7,966	8,561	9,002	9,529	9,911
うち基準内繰入金		206	230	290	335	379	424	464	498	531	563	593	620
うち基準外繰入金		3,944	7,378	5,497	5,782	6,267	6,647	7,101	7,468	8,030	8,439	8,936	9,291
資本的収支分		239	370	1,127	1,161	1,693	2,325	4,248	3,834	4,152	4,437	4,525	5,556
うち基準内繰入金			180	628	680	1,173	1,660	1,925	2,394	2,767	3,150	3,557	3,943
うち基準外繰入金		239	190	499	481	520	665	2,323	1,440	1,385	1,287	968	1,613
合 計		4,389	7,978	6,914	7,278	8,339	9,396	11,813	11,800	12,713	13,439	14,054	15,467